

議案第37号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和2年5月14日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

(保険給付の特例)

10 第4章の規定にかかわらず、次項から附則第16項までに定めるところにより、法第58条第2項に規定する傷病手当金を支給する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

11 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下附則第16項までにおいて同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間(以下附則第16項までにおいて「給付対象期間」という。)のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

12 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を

含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。

- 13 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整）

- 14 給付対象期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、第12項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 15 第11項及び前項ただし書の規定にかかわらず、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は、傷病手当金を支給しない。

- 16 給付対象期間において、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第8条の2第1項の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けることができる者、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、第12項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日

から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものとする。

(提案理由)

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受け、感染拡大防止の観点から傷病手当金を支給するに当たり、改正の要あるため提案する。